

都市計画法開発許可制度の手引新旧対照表

新	旧
第6章 許可申請手続 第1節～第2節 （略） 第3節 設計者の資格 法律（略） 規則（略） 〔建設省告示〕（略） 本条は、1 ha以上の開発行為に関する設計図書は有資格者の作成したものでなければならない旨定めたものです。 規則第19条第1項第1号は開発区域の面積が1 ha以上2 0 ha未満の開発行為、第2号は2 0 ha以上の開発行為に関する設計図書有資格者を定めています。 「宅地開発に関する技術の経験」とは、宅地造成工事の設計図書の作成は宅地造成工事の設計図書の作成又は宅地造成工事の管理というものであって、単なる図面のトレース、土木機械の運転は、この中に含まれません。 規則第19条第1項第1号トの「宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣が指定する講習を終了した者」については、平成27年7月10日現在、（一財）全国建設研修センターが登録講習機関として登録を受けています。 規則第19条第1項第2号の「総合的な設計」とは、開発行為全体の設計図書作成の経験をいい、道路、水路等といった、個々の施設に関する設計図書作成の経験のみでは該当しません。 <u>なお、許可申請等に係る開発行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する規模のものであり、かつ「高さが5 mを超える擁壁の設置」若しくは「盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置」をする場合（以下、この章において「盛土規制法該当工事」という。）は、開発区域が1 ha未満であっても、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条に規定する資格要件を満たす者が設計図書を作成する必要があります。また、盛土規制法該当工事で開発区域が1 ha以上となる場合は、前述の都市計画法施行規則第19条に規定する資格要件も同時に満たす者が設計図書を作成する必要があります。</u>	第6章 許可申請手続 第1節～第2節 （略） 第3節 設計者の資格 法律（略） 規則（略） 〔建設省告示〕（略） 本条は、1 ha以上の開発行為に関する設計図書は有資格者の作成したものでなければならない旨定めたものです。 規則第19条第1項第1号は開発区域の面積が1 ha以上2 0 ha未満の開発行為、第2号は2 0 ha以上の開発行為に関する設計図書有資格者を定めています。 「宅地開発に関する技術の経験」とは、宅地造成工事の設計図書の作成は宅地造成工事の設計図書の作成又は宅地造成工事の管理というものであって、単なる図面のトレース、土木機械の運転は、この中に含まれません。 規則第19条第1項第1号トの「宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣が指定する講習を終了した者」については、平成27年7月10日現在、（一財）全国建設研修センターが登録講習機関として登録を受けています。 規則第19条第1項第2号の「総合的な設計」とは、開発行為全体の設計図書作成の経験をいい、道路、水路等といった、個々の施設に関する設計図書作成の経験のみでは該当しません。

都市計画法開発許可制度の手引新旧対照表

新	旧
第13章 要綱、要領等 1．開発許可申請等の手続要綱133 2．開発許可等に係る事務処理要領199 3．都市計画法の大規模開発に関する要綱238 4．工事完了検査事務処理要領246 5．違反開発行為等事務処理要領263 6．福島県都市計画法第34条第11号に基づく区域指定等に係る運用方針294 ※1．開発許可申請等の手続要綱については、別紙「開発許可申請等の手続要綱新旧対照表」のとおり一部改正あり。 ※2．開発許可等に係る事務処理要領については、別紙「開発許可申請等の手続要綱新旧対照表」のとおり一部改正あり。 ※3．工事完了検査事務処理要領については、別紙「工事完了検査事務処理要領新旧対照表」のとおり一部改正あり。	第13章 要綱、要領等 1．開発許可申請等の手続要綱132 2．開発許可等に係る事務処理要領197 3．都市計画法の大規模開発に関する要綱234 4．工事完了検査事務処理要領242 5．違反開発行為等事務処理要領259 6．福島県都市計画法第34条第11号に基づく区域指定等に係る運用方針290

開発許可申請等の手続要綱新旧対照表

[illegible]

新							
				<u>し等</u> を添付 <u>する</u> こと。	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
8	資金計画書（※）	規則 - 15 - （4）		・ <u>預金残高証明書</u> ・ <u>融資証明書等</u> <u>を添付すること</u>	× <u>注</u> <u>2</u>	△ <u>注</u> <u>2</u>	○ <u>注</u> <u>2</u>
9	申請者の資力信用 調書（※）	法 - 33 - 1 - （12）		・ <u>登記事項証明書（法人 の場合）</u> ・ <u>住民票の写し又は個人 番号カードの写し等</u> <u>（個人の場合）</u> ・ <u>納税証明書（法人税又 は所得税及び事業税）</u> ・ <u>暴力団員当に該当しな いことの誓約書</u> <u>を添付すること。</u>	× <u>注</u> <u>2</u>	△ <u>注</u> <u>2</u>	○ <u>注</u> <u>2</u>
10	工事施行者の行為 能力調書（※）	法 - 33 - 1 - （13）		・ <u>登記事項証明書</u> ・ <u>建設業許可証明書又は 建設業許可書の写し</u> <u>を添付すること</u>	× <u>注</u> <u>2</u>	△ <u>注</u> <u>2</u>	○ <u>注</u> <u>2</u>

注１）添付順序７の図書については、許可申請等に係る開発行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項又は第30条第１項の許可を要する規模のものであり、かつ、「高さが５mを超える擁壁の設置」若しくは「盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置」をする場合は、１ha未満の場合であっても提出が必要となります。その場合、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条で規定する資格要件を満たすことを証する書類が必要となります。

注２）添付順序８～10の図書については、許可申請等に係る開発行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項又は第30条第１項の許可を要する規模のものである場合は、Ａ又はＢ（１ha未満）の場合であっても提出が必要となります。

〈図面等〉 （略）

旧							
					—	—	—
8	資金計画書（※）	規則 - 15 - （4）	<u>預金残高証明書、融資 証明書等</u>		×	△	○
9	申請者の資力信用 調書（※）	法 - 33 - 1 - （12）	<u>納税証明書（法人税又は所得 税及び事業税）、暴力団員等に 該当しいことの誓約書</u>	・ <u>申請者が法人の場合、 法人の登記事項証明書</u> <u>を添付すること</u>	×	△	○
10	工事施行者の行為 能力調書（※）	法 - 33 - 1 - （13）	①登記事項証明書 ②建設業許可証明書又は 建設業許可書の写	①登記事項証明書 ②建設業許可証明書又は 建設業許可書の写し を添付すること	×	△	○

〈図面等〉 （略）

開発許可申請等の手続要綱新旧対照表

新

旧

開発許可等に係る様式一覧

様式 1 ～様式 2 の 2 （略）

様式 2 の 3

宅地造成及び特定盛土等に関する概要書

1	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
2	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
3	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
4 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
〔注意〕 1. 1 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 2. 2 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 3. 3 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。					

様式 3 ～様式 9 （略）

開発許可等に係る様式一覧

様式 1 ～様式 2 の 2 （略）

（新設）

様式 3 ～様式 9 （略）

開発許可申請等の手続要綱新旧対照表

新

様式10

設計説明書

(表面)

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		設 計 者 住所氏名		申 請 者 住所氏名				
		開 発 の 目 的						
設計 の方 針	基 本 方 針							
	地 域		ア.市街化区域 イ.市街化調整区域 ウ.非線引都市計画区域 エ.準都市計画区域 オ.区域外		カ.宅地造成等工事規制区域 キ.特定盛土等規制区域			
開 発 区 域 の 現 況	用途地域()		その他()					
	地目		宅 地	農 地	山 林	里道水路等	その他	合 計
	第1工区		m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()
	第2工区							
	合 計		()	()	()	()	()	(100)
	現 況 説 明 (地形地質等) 及 び 措 置							
	土 地 の 利 用 計 画		宅 地	公共施設用地	公益施設用地	そ の 他	合 計	
第1工区		m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	
第2工区								
合 計		()	()	()	()	()	(100)	
公整 共備 施計 設画 の 管 理 者	公共施設	道 路	公 園	緑 地				
	面積 m ²							
	比率 %	()	()	()	()	()	()	
	管 理 者							
公配 益置 施計 設画	施設名							
	面積 m ²							
	比率 %	()	()	()	()	()	()	
	給 水 施 設	ア.公営水道		イ.簡易水道	ウ.専用水道	エ.その他		
消防水利施設		ア.消火栓(カ所)		イ.貯水槽	基 (m ²)			
区 画 数		()区画		計画人口		人		

旧

様式10

設計説明書

(表面)

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		設 計 者 住所氏名		申 請 者 住所氏名				
		開 発 の 目 的						
設計 の方 針	基 本 方 針							
	地 域		ア.市街化区域 イ.市街化調整区域 ウ.非線引都市計画区域 エ.準都市計画区域 オ.区域外		宅地造成規制区域 (内 外)			
開 発 区 域 の 現 況	用途地域()		その他()					
	地目		宅 地	農 地	山 林	里道水路等	その他	合 計
	第1工区		m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()
	第2工区							
	合 計		()	()	()	()	()	(100)
	現 況 説 明 (地形地質等) 及 び 措 置							
	土 地 の 利 用 計 画		宅 地	公共施設用地	公益施設用地	そ の 他	合 計	
第1工区		m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	
第2工区								
合 計		()	()	()	()	()	(100)	
公整 共備 施計 設画 の 管 理 者	公共施設	道 路	公 園	緑 地			合 計	
	面積 m ²							
	比率 %	()	()	()	()	()	()	
	管 理 者							
公配 益置 施計 設画	施設名							
	面積 m ²							
	比率 %	()	()	()	()	()	()	
	給 水 施 設	ア.公営水道		イ.簡易水道	ウ.専用水道	エ.その他		
消防水利施設		ア.消火栓(カ所)		イ.貯水槽	基 (m ²)			
区 画 数		()区画		計画人口		人		

様式10（裏面）～設計説明書記載例（略）

様式10（裏面）～設計説明書記載例（略）

開発許可申請等の手続要綱新旧対照表

新

様式11

分家に関する申立書
土地贈与承諾書

申請地の番 所在・地番					
地目				地積	m ²
贈与者	住所氏名			申請者との続柄	申請者の
現在の住宅事情 と新築の理由					
申請時と転居後の 職業、勤務地 及び世帯員数	申請時		世帯員数	人	
	転居後		世帯員数	人	
居住予定年月日		____年__月__日の予定			

申請者の土地を下記の者に分家住宅用地として贈与することを承諾します。

____年__月__日

住所
土地贈与者
氏名

以上のとおり相違ありません。

____年__月__日

住所
申請者
氏名

* その他の添付書類
①戸籍謄本
②自己の住宅を所有していないことを証する書類
(借家証明等)

様式12～様式33（略）

旧

様式11

分家に関する申立書
土地贈与承諾書

申請地の番 所在・地番					
地目				地積	m ²
贈与者	住所氏名			申請者との続柄	申請者の
現在の住宅事情 と新築の理由					
申請時と転居後の 職業、勤務地 及び世帯員数	申請時		世帯員数	人	
	転居後		世帯員数	人	
居住予定年月日		平成____年__月__日の予定			

申請者の土地を下記の者に分家住宅用地として贈与することを承諾します。

____年__月__日

住所
土地贈与者
氏名

以上のとおり相違ありません。

____年__月__日

住所
申請者
氏名

* その他の添付書類
①戸籍謄本
②自己の住宅を所有していないことを証する書類
(借家証明等)

様式12～様式33（略）

開発許可等に係る事務処理要領新旧対照表

新	旧
第 1 1 . ～ 14 . (略) 第 2 1 . ～ 5 . (略) 附 則 <u>この要領は、令和 7 年 8 月 20 日から施行する。</u> (別表) (略) 様式 1 ～様式 4 の 2 (略)	第 1 1 . ～ 14 . (略) 第 2 1 . ～ 5 . (略) _____ _____ (別表) (略) 様式 1 ～様式 4 の 2 (略)

開発許可等に係る事務処理要領新旧対照表

新

旧

様式 5

福島県指令第 号

(令達先) (住所)
(氏名)

年 月 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 35 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

(許可権者)

記

1. 許可の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称、面積

変更前	m ²
変更後	m ²

(2) 予定建築物等の用途、面積

変更前	m ²
変更後	m ²

(3) 開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4) 工事施行者住所氏名

変更前
変更後

2. 許可条件

(1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
(施行期間)

(2) 開発行為の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(3) その他は、____ 年 月 日付け福島県指令第 号のとおりとする。

(教 示)

1 この条件に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

様式 5

福島県指令第 号

(令達先) (住所)
(氏名)

年 月 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

(許可権者)

記

1. 許可の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称、面積

変更前	m ²
変更後	m ²

(2) 予定建築物等の用途、面積

変更前	m ²
変更後	m ²

(3) 開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4) 工事施行者住所氏名

変更前
変更後

2. 許可条件

(1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
(施行期間)

(2) 開発行為の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(3) その他は、昭和 年 月 日付福島県指令第 号のとおりとする。

(教 示)

1 この条件に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

開発許可等に係る事務処理要領新旧対照表

新

様式5の2

文書番号
年 月 日

(協議者氏名) 様

建設事務所長

開発行為変更協議成立通知書

年 月 日付で変更協議のあった開発行為については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、通知します。

なお、都市計画法第34条の2第1項の規定により、本協議の成立をもって、開発行為の変更許可があったものとみなします。

記

1. 協議の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称、面積

変更前	㎡
変更後	㎡

(2) 予定建築物等の用途、面積

変更前	㎡
変更後	㎡

(3) 開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4) 工事施行者住所氏名

変更前
変更後

2. 協議成立条件

(1) 開発行為は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。
(施行期間)

(2) 開発行為の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(3) その他は、 年 月 日付に開発行為協議成立通知書のとおりとする。

様式6～様式7（略）

旧

様式5の2

文書番号
年 月 日

(協議者氏名) 様

建設事務所長

開発行為変更協議成立通知書

年 月 日付で変更協議のあった開発行為については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、通知します。

なお、都市計画法第34条の2第1項の規定により、本協議の成立をもって、開発行為の変更許可があったものとみなします。

記

1. 協議の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称、面積

変更前	㎡
変更後	㎡

(2) 予定建築物等の用途、面積

変更前	㎡
変更後	㎡

(3) 開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4) 工事施行者住所氏名

変更前
変更後

2. 協議成立条件

(1) 開発行為は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。
(施行期間)

(2) 開発行為の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(3) その他は、平成 年 月 日付に開発行為協議成立通知書のとおりとする。

様式6～様式7（略）

開発許可等に係る事務処理要領新旧対照表

新	旧				
様式 7 の 2 文書番号 年 月 日 (協議者氏名) 様 建設事務所長 予定建築物等以外の建築等協議成立通知書 年 月 日付で協議のあった建築行為等については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 2 条第 2 項ただし書の規定により、通知します。 なお、都市計画法第 4 2 条第 2 項の規定により、本協議の成立をもって、建築等の許可があったものとみなします。 記 1. 協議の内容 (1) 土地の所在、地番、及び面積 <table><tr><td></td><td>m²</td></tr></table> (2) 建築物等の用途、面積 <table><tr><td></td><td>m²</td></tr></table> 2. 協議成立条件 (1) 建築行為等は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。 (2) 許可行為の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。 (3) 許可を受けた土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を建築が完了するまでの間掲示しておくこと。 (4) 許可行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく建設事務所長に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。		m ²		m ²	(新設)
	m ²				
	m ²				

開発許可等に係る事務処理要領新旧対照表

新	旧																																												
(様式7の2 続き) 別記様式 ←40cm以上→ <table><tr><td colspan="2">許可番号</td><td>第</td><td>号</td></tr><tr><td colspan="2">建築標識</td><td colspan="2">↑</td></tr><tr><td colspan="2">許可年月日</td><td>年</td><td>月 日</td></tr><tr><td>建築予定期間</td><td colspan="3">年 月 日～ 年 月 日</td></tr><tr><td>建築に係る土地の所在地番</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>建築に係る土地の面積</td><td colspan="2"></td><td>30cm以上</td></tr><tr><td>許可を受けた者の住所、氏名</td><td colspan="2">電話()</td><td></td></tr><tr><td>工事施行者の住所、氏名</td><td colspan="2">電話()</td><td></td></tr><tr><td>建築物等の用途</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>許可権者</td><td colspan="3">↓</td></tr><tr><td></td><td>↑</td><td>↓</td><td>1m以上</td></tr></table>	許可番号		第	号	建築標識		↑		許可年月日		年	月 日	建築予定期間	年 月 日～ 年 月 日			建築に係る土地の所在地番				建築に係る土地の面積			30cm以上	許可を受けた者の住所、氏名	電話()			工事施行者の住所、氏名	電話()			建築物等の用途				許可権者	↓				↑	↓	1m以上	(新設)
許可番号		第	号																																										
建築標識		↑																																											
許可年月日		年	月 日																																										
建築予定期間	年 月 日～ 年 月 日																																												
建築に係る土地の所在地番																																													
建築に係る土地の面積			30cm以上																																										
許可を受けた者の住所、氏名	電話()																																												
工事施行者の住所、氏名	電話()																																												
建築物等の用途																																													
許可権者	↓																																												
	↑	↓	1m以上																																										

開発許可等に係る事務処理要領新旧対照表

新	旧
様式7の3 文書番号 年 月 日 (協議者氏名) 様 建設事務所長 市街化調整区域における建築等協議成立通知書 年 月 日付で協議のあった建築行為等については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第3項の規定により、通知します。 なお、都市計画法第43条第3項の規定により、本協議の成立をもって、建築等の許可があったものとみなします。 記 1. 協議の内容 (1) 土地の所在、地番、及び面積 m² (2) 建築物等の用途、面積 m² 2. 協議成立条件 (1) 建築行為等は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。 (2) 許可行為の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。 (3) 許可を受けた土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を建築が完了するまでの間掲示しておくこと。 (4) 許可行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく建設事務所長に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。 (別記様式) (略) 様式8～様式18 (略)	様式7の2 文書番号 年 月 日 (協議者氏名) 様 建設事務所長 市街化調整区域における建築等協議成立通知書 年 月 日付で協議のあった建築行為等については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第3項の規定により、通知します。 なお、都市計画法第43条第3項の規定により、本協議の成立をもって、建築等の許可があったものとみなします。 記 1. 協議の内容 (1) 土地の所在、地番、及び面積 m² (2) 建築物等の用途、面積 m² 2. 協議成立条件 (1) 建築行為等は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。 (2) 許可行為の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。 (3) 許可を受けた土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を建築が完了するまでの間掲示しておくこと。 (4) 許可行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく建設事務所長に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。 (別記様式) (略) 様式8～様式18 (略)

工事完了検査事務処理要領新旧対照表

新	旧
第 1 条～第10条 （略） <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 7 年 8 月 20 日から施行する。</u>	第 1 条～第10条 （略） _____
別表	別表
工 事 検 査 の 方 法	工 事 検 査 の 方 法
方 法 完了検査の実施に当っては、施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。 なお、この工事検定の方法に含まれないものについては、県土木部の検査の方法を準用して行うものとする。 測定の結果、設計図書と相違する箇所が発見された場合は、工事手直指示書により手直工事を命ずる。 ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。 基礎工事等工事の進捗により、明視できない工事部分については別表「工事写真の整備について」に従い、写真の整備をしておくこと。 石積（張）、ブロック積（張）工 法 長 原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は－ 5 cm以内とする。 石積天端部の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。 法勾配 適宜測定し許容範囲に－0.5分以内とし、＋緩は検査員の判定による。 胴、裏コンクリート 1 ヶ／300㎡で測定し、許容範囲は－ 2 cmとする。 裏込礫 適宜測定し検査員の判定による。 水抜穴 適宜測定し検査員の判定による。 擁壁コンクリート 法 長 原則として法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は、－ 5 cm以内とし、擁壁の高さが設計書と相違して宅地の機能維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。 法勾配 適宜測定し、許容範囲は－0.5分以内とし、＋緩は検査員の判定による。 天端幅、敷幅 適宜測定し、許容範囲は天端幅で± 2 cm、敷幅で± 2 cm以内とする。 盛 土 地山の排水処理 締め固め、段切り等の施工を適宜検査する。 <u>その他 宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第 2 項又は第34条第 2 項の規定に基づき、同法第12条第 1 項又は第30条第 1 項の許可があったものとみなされる場合は、以下の点についても検査する。</u> <u>①盛土又は切土の直高、法勾配、面積について、許可の内容に適合していること。</u> <u>②小段幅を 1 箇所／40mで測定し、許容範囲は-10cmとする。</u> <u>③雨水等の排水処理施設が、適切な配置、構造で適切に施工されていること。</u>	方 法 完了検査の実施に当っては、施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。 なお、この工事検定の方法に含まれないものについては、県土木部の検査の方法を準用して行うものとする。 測定の結果、設計図書と相違する箇所が発見された場合は、工事手直指示書により手直工事を命ずる。 ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。 基礎工事等工事の進捗により、明視できない工事部分については別表「工事写真の整備について」に従い、写真の整備をしておくこと。 石積（張）、ブロック積（張）工 法 長 原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は－ 5 cm以内とする。 石積天端部の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。 法勾配 適宜測定し許容範囲に－0.5分以内とし、＋緩は検査員の判定による。 胴、裏コンクリート 1 ヶ／300㎡で測定し、許容範囲は－ 2 cmとする。 裏込礫 適宜測定し検査員の判定による。 水抜穴 適宜測定し検査員の判定による。 擁壁コンクリート 法 長 原則として法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は、－ 5 cm以内とし、擁壁の高さが設計書と相違して宅地の機能維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。 法勾配 適宜測定し、許容範囲は－0.5分以内とし、＋緩は検査員の判定による。 天端幅、敷幅 適宜測定し、許容範囲は天端幅で± 2 cm、敷幅で± 2 cm以内とする。 盛 土 地山の排水処理 締め固め、段切り等の施工を適宜検査する。 _____ _____ _____ _____

工事完了検査事務処理要領新旧対照表

新	旧
④締め固め、段切り等の施工が盛土等防災マニュアルの基準に適合していることを適宜工事写真や資料等にて検査する。 道 路 砂利敷 最低2ヶ所程度とし許容範囲は敷砂利の厚さの－3cm以内とし、転圧は検査員の判定による。 防塵処理及び表面処理舗装 十分転圧してあり、浮石がなく、処理財が一様に散布しているか観察する。 簡易舗装 アスファルト舗装 路盤工は最低2ヶ所以上を測定し、許容範囲は厚さの－10%以内とする。 表層工は最低2ヶ所以上を測定し、許容範囲は厚さの－10%以内とする。 平たん性は適宜観察し、路面排水に支障がある場合は改造を命ずる。 幅 員 適宜測定し、許容範囲は－2.5cm	道 路 砂利敷 最低2ヶ所程度とし許容範囲は敷砂利の厚さの－3cm以内とし、転圧は検査員の判定による。 防塵処理及び表面処理舗装 十分転圧してあり、浮石がなく、処理財が一様に散布しているか観察する。 簡易舗装 アスファルト舗装 路盤工は最低2ヶ所以上を測定し、許容範囲は厚さの－10%以内とする。 表層工は最低2ヶ所以上を測定し、許容範囲は厚さの－10%以内とする。 平たん性は適宜観察し、路面排水に支障がある場合は改造を命ずる。 幅 員 適宜測定し、許容範囲は－2.5cm